

# 介護予防・日常生活支援総合事業について

## 介護予防・日常生活支援総合事業とは？

宗像市では、平成28年3月から、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」といいます。）を行っています。これまで、要支援者の方の訪問介護（ホームヘルパー）や通所介護（デイサービス）のサービスは、国が定めた全国一律の基準で提供されてきました。総合事業では要支援者に対し、今までと同じサービスを提供しつつ、多様な生活支援のニーズに地域全体でこたえていくため、多様な担い手による新しいサービスも提供していきます。

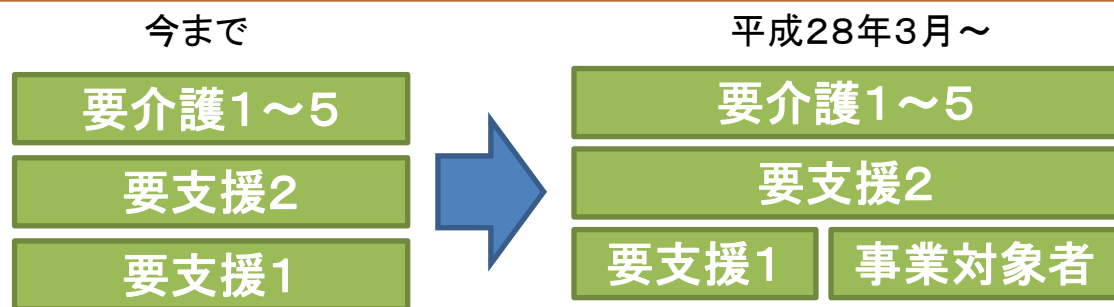
## 総合事業のサービスは？

介護保険の制度としては、要介護1～5については、現行制度のままとなります。

介護予防給付（要支援の方向けのサービス）の事業のうち、「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」の2つが「総合事業」のサービスに移行しています。それ以外の「介護予防福祉用具貸与」「介護予防通所リハビリテーション」「介護予防訪問看護」等については、現行制度のままです。

「総合事業」のサービスについては、要支援1・2の方と基本チェックリスト（日常生活や心身の状態を確認する25項目の質問）で事業対象者と判定された方が利用できます。

## 基本チェックリストで判定される「事業対象者」とは？



「事業対象者」とは、要介護認定等を省略した新しい認定の種類です。

今までの認定審査や認定方法と異なり、「基本チェックリスト」を実施し、該当した場合に認定されます。認定審査に比べ、簡単に認定を受けることができますが、「訪問型サービス」「通所型サービス」以外の介護予防給付のサービスは使えないなど、制限もあります。

## 要支援1・2と事業対象者の違い

| 名称           | 要支援1・2                                  | 事業対象者                            |
|--------------|---|----------------------------------|
| 認定方法         | 認定審査                                    | 基本チェックリスト                        |
| 認定にかかる時間     | 約1ヶ月                                    | 3～7日程度                           |
| 有効期間         | 最長2年                                    | 最長2年                             |
| 利用できるサービス    | 次の頁参照                                   |                                  |
| 利用できるサービスの頻度 | 例)通所介護の場合<br>(要支援1)週1回程度<br>(要支援2)週2回程度 | 例)通所介護の場合<br>週1回程度<br>(※要支援1と同じ) |
| 給付の上限        | (要支援1)5,032単位<br>(要支援2)10,531単位         | 5,032単位                          |
| ケアプランの種類     | 介護予防支援<br>または<br>介護予防ケアマネジメント           | 介護予防ケアマネジメント                     |
| 主な対象         | 予防給付のサービスが必要と判断された方                     | 介護予防や日常生活の支援が必要と判断された方           |

# 利用できるサービス

## 予防給付によるサービス

- ・訪問介護
- ・通所介護

- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所療養介護
- ・居宅療養管理指導
- ・特定施設入所者生活介護
- ・短期入所者生活介護
- ・訪問入浴介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・福祉用具貸与
- ・福祉用具販売
- ・住宅改修 など

## 新しい総合事業によるサービス (介護予防・生活支援サービス事業)

・訪問型サービス

- ・多様な担い手による生活支援

・通所型サービス

- ・ミニデイなどの通いの場
- ・運動、栄養、口腔ケア等の教室

・生活支援サービス  
(配食・見守り等)

- ・介護事業所による訪問型・通所型サービス

従来通り  
予防給付で行う

事業対象者、要支援1～2認定者が利用できるサービス

要支援1～2認定者が利用できるサービス

# 総合事業の訪問型サービス、通所型サービスの内容は？

## (1) 訪問型サービス

ホームヘルパーなどが利用者のお宅を訪問して、身体介護(入浴や排せつ等の介助)や生活支援(部屋の掃除や洗濯、調理等)をするサービスです。

| サービス種別   | 訪問介護相当サービス  | 訪問型サービスA  | 訪問型サービスB                                 | 訪問型サービスC  | 訪問型サービスD                                |
|----------|---|---|--|---|---|
| サービスの内容  | 訪問介護員による <b>身体介護</b> 、生活援助  | 主に生活援助<br>(例:掃除、洗濯、買い物、調理等)   | 住民主体の自主活動として行う生活援助<br>(例:ゴミ出し、電球替え、衣替え等) | 保健師や理学療法士、管理栄養士等による居宅での相談指導等  | 移送前後の生活支援                               |
| 対象者      | <ul style="list-style-type: none"> <li>主に<b>身体介護</b>を有する者</li> <li><b>認知機能の低下</b>により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者</li> <li>退院直後で<b>状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者</b>等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○訪問介護相当サービスの対象者以外</li> <li>・身体介護を要しない人</li> <li>・認知機能の低下に伴う症状・行動等がない人</li> </ul> |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・体力の改善に向けた支援が必要なケース</li> <li>・日常生活動作・手段的日常生活動作の改善に向けた支援が必要なケース</li> <li>※3～6ヶ月の短期間で行う</li> </ul> |   |
| サービスの提供者 | 指定事業者(従来の事業所)   | 指定事業者(従来の事業所)もしくはシルバー人材センター   | 地域住民のボランティアなど                            | 市   | 訪問型サービスBに準じる                            |
| 基準・規則    | 今までの指定基準と同じ   | 提供者の資格要件等が緩和している  | 個人情報の保護等の規則                              | 内容に応じた独自の基準   |   |
| 利用料金     | I 1,172円/月(週1回)<br>II 2,342円/月(週2回)<br>III 3,715円/月(週2回を超える程度)<br>(1割負担の場合)   | 216円/回(1割負担の場合)   | 団体の任意                                    | なし  |   |
| 利用時間     | 45分程度   | 30～60分/回  | 任意                                       |   |   |
| 注意事項     | 利用者以外が利用する部屋等の清掃や食事の支度、洗濯などはサービスの対象外  | 身体介護や利用者以外が利用する部屋等の清掃や食事の支度、洗濯などはサービスの対象外   | 令和元年10月1日現在、宗像市でこのサービスが提供されている地域はありません。  |   | 令和元年10月1日現在、宗像市でこのサービスが提供されている地域はありません。 |

## (2) 通所型サービス

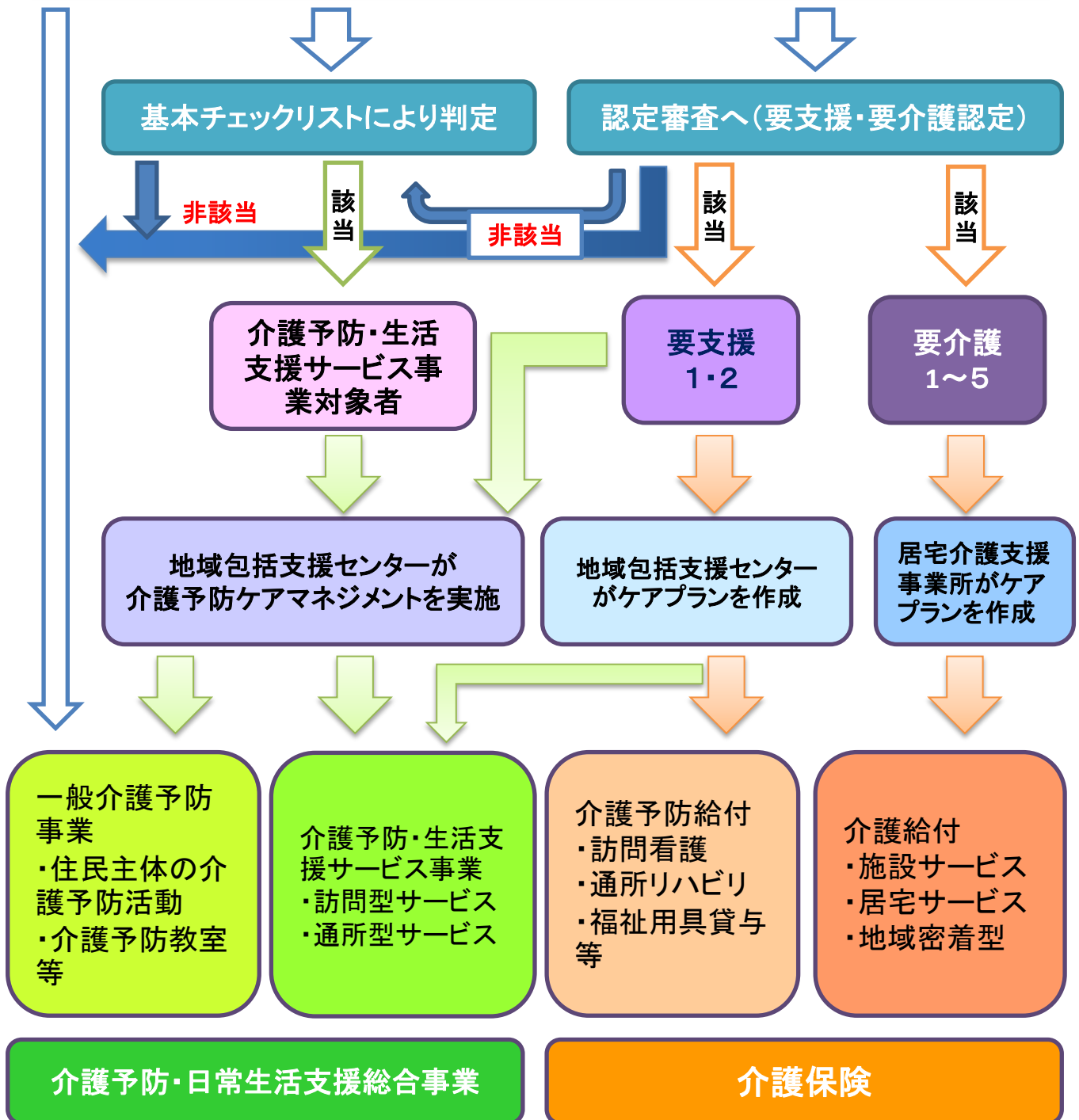
要介護状態にならないための運動や栄養・口腔機能の向上を目指したり、サロンの場を通じて、通いの場を提供するサービスです。

| サービスの種別  | 通所介護相当サービス   | 通所型サービスA   | 通所型サービスB                               | 通所型サービスC  |
|----------|--|--|--|---|
| サービスの内容  | 介護予防通所介護と同様のサービス<br>生活機能の向上のための機能訓練  | ミニデイサービス<br>運動・レクリエーション 等  | 体操、運動等の活動など、自主的な通いの場                   | 生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム  |
| 対象者      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・主に<b>身体介護</b>を有する者</li> <li>・<b>認知機能の低下</b>により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者</li> <li>・<b>集中的に生活機能の向上のトレーニング</b>を行うことで改善・維持が見込まれるケース</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>通所介護相当サービスの対象者以外</b></li> <li>・<b>身体介護を要しない人</b></li> <li>・<b>認知機能の低下に伴う症状・行動等がない人</b></li> </ul> |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○日常生活動作・手段的日常生活動作の改善に向けた支援が必要なケース</li> <li>○<b>利用者の心身機能の機能回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指す</b><br/>※3～6ヶ月の短期間で実施</li> </ul> |
| サービスの提供者 | 指定事業者<br>(従来 of 事業所)   | 指定事業者<br>(従来 of 事業所)   | 地域住民のボランティアなど                          | 専門職在中の事業者   |
| 基準・規則    | 今までの指定基準と同じ  | 提供者の資格要件等が緩和している   | 個人情報の保護等の規則                            | 内容に応じた独自の基準   |
| 利用料金     | I 1,655円/月(週1回)<br>II 3,393円/月(週2回)<br>(1割負担の場合)   | 317円/回<br>(1割負担の場合)  | 団体の任意                                  | 550円/回<br>(1割負担の場合)   |
| 利用時間     | 平均3時間以上9時間未満   | 3時間30分以上   | 任意                                     | 90～120分程度   |
| 注意事項     |  | 利用者及び事業者、担当介護支援専門員の合意のもと、指定された場所での送迎を行うことは可能   | 令和2年4月1日現在、宗像市でこのサービスが提供されている地域はありません。 | 利用者及び事業者、担当介護支援専門員の合意のもと、指定された場所での送迎を行うことは可能  |

# 総合事業・介護保険 利用のながれ

ご利用を希望される方は、お住まいの地区を担当する下記の地域包括支援センター（次頁問合せ先）にまずは、ご相談ください。

- 吉武・赤間・赤間西地区にお住まいの方→吉武・赤間・赤間西地域包括支援センター
- 自由ヶ丘地区にお住まいの方→自由ヶ丘地域包括支援センター
- 河東地区にお住まいの方→河東地域包括支援センター
- 南郷・東郷地区にお住まいの方→南郷・東郷地域包括支援センター
- 日の里地区にお住まいの方→日の里地域包括支援センター
- 玄海・池野・岬・大島地区にお住まいの方→玄海・池野・岬・大島地域包括支援センター
- 上記以外にお住まいの方→宗像市地域包括支援センター



一般介護予防事業  
・住民主体の介護予防活動  
・介護予防教室等

介護予防・生活支援サービス事業  
・訪問型サービス  
・通所型サービス

介護予防給付  
・訪問看護  
・通所リハビリ  
・福祉用具貸与等

介護給付  
・施設サービス  
・居宅サービス  
・地域密着型

介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険

# ○お問い合わせ先

## 〔宗像市役所〕

【総合事業担当】高齢者支援課地域包括ケア推進係

TEL 0940-36-1285

【介護保険担当】介護保険課介護認定係

TEL 0940-36-5186

## 〔地域包括支援センター〕

吉武・赤間・赤間西地域包括支援センター TEL0940-32-2235

自由ヶ丘地域包括支援センター TEL 0940-72-6707

河東地域包括支援センター TEL0940-33-2755

南郷・東郷地域包括支援センター TEL0940-62-6514

日の里地域包括支援センター TEL0940-62-5030

玄海・池野・岬・大島地域包括支援センター TEL 0940-36-9001

宗像市地域包括支援センター TEL 0940-36-1285